

人 権 啓 発 推 進 計 画

～互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現をめざして～

市 民 局 人 権 課

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	横浜市における市民の意識・人権啓発の現状	2
	1 市民意識調査から見る市民の人権にかかわる意識	
	2 横浜市の人権啓発の現状	
第3章	人権啓発を進める上での基本的考え方	6
第4章	人権啓発の推進方策	7
	1 「参加してみよう」という気持ちを高める工夫を進めます	
	(1) 啓発手法の工夫	
	(2) 啓発機会の多様化	
	(3) 対象者に応じた人権啓発事業の企画・実施	
	(4) 人権啓発事業に参加しやすい環境づくり	
	(5) 情報発信の工夫	
	2 市民とともに進めます	
	(1) 市民意見の反映	
	(2) 民の力との連携	
	(3) 自主的な学習への支援	
	3 人権啓発推進体制を充実します	
	(1) 庁内推進体制等の整備	
	(2) 他の機関との連携	
	(3) 人権啓発の実施計画等の策定	
第5章	課題別の取組方向	12
	1 同和問題	
	2 外国人市民	
	3 女性	
	4 障害者	
	5 疾病	
	6 高齢者	
	7 子ども	
	8 職業差別	
	9 ホームレス	
	10 さまざまな人権問題	
	11 インターネットによる差別事象	

第1章 はじめに

横浜市では、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現」をめざして施策を推進しており、「人権尊重の意識を育む啓発・教育の推進」をその柱のひとつに掲げています。

そこで従来から「横浜市人権施策基本指針」に基づき、市民、企業への人権啓発に取り組んできていますが、社会の変化に伴い、さまざまな人権問題が新たな視点から解決すべき問題として生じてきていたり、社会的に大きな人権問題と認識される新たな問題も生じるなど、依然として人権に関わるさまざまな問題が存在しています。

国では、人権尊重の重要性に関する認識の高まり、不当な差別の発生等の人権侵害の現状等の情勢から、人権の擁護に資することを目的として、平成12年12月、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、同法第7条に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年3月、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

一方、横浜市では平成15年3月、「横浜市同和対策事業あり方検討委員会」から「市民に対する教育・啓発のあり方」について報告がなされました。その中で、今後とも同和問題をはじめ人権問題に関し、市民に対する「教育・啓発」をより一層推進していくことが必要であること、「教育・啓発」事業を計画的に進めていくために、横浜市の取組内容を体系化した「教育・啓発」の推進計画を策定し、積極的に推進すべきであるなどの提言がなされました。

この人権啓発推進計画は、人権問題を巡る情勢、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「横浜市人権施策基本指針」「横浜市同和対策事業あり方検討委員会報告」を踏まえ、市民に対する人権啓発を体系的、計画的に行うため策定したものです。

学校教育については、平成15年5月に出された教育長通知「人権尊重の精神を基盤とする教育（人権教育）について」に基づき、だれもが、安心して、豊かに、自分が自分として生き生きと生活できる学校や「まち」を目指し取組を進めます。また、人権尊重を基調とする市政を運営するためには、職員自身が人権問題の重要性を十分認識し、常に人権感覚を磨くことが必要です。今後とも「横浜市職員人権啓発研修推進要綱」に基づき、全庁的に職員に対する人権啓発研修を推進していきます。

なお、この計画は人権問題に関する国等の動向や社会情勢の変化を踏まえ、「横浜市人権施策基本指針」との整合を図りながら、随時修正していくものとします。

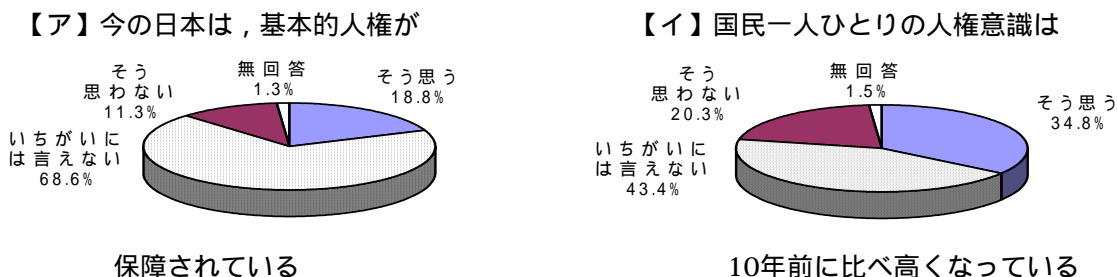
第2章 横浜市における市民の意識・人権啓発の現状

1 市民意識調査から見る市民の人権にかかわる意識

現代社会では、従来人権問題として認識されていなかったさまざまな問題が、人権問題として意識されるようになってきているなど、市民の人権や差別に対する意識も変化してきています。こうしたことから、平成13年に実施した「人権・同和問題に関する市民意識調査」をもとに、市民の人権や差別に対する意識をみてみると、

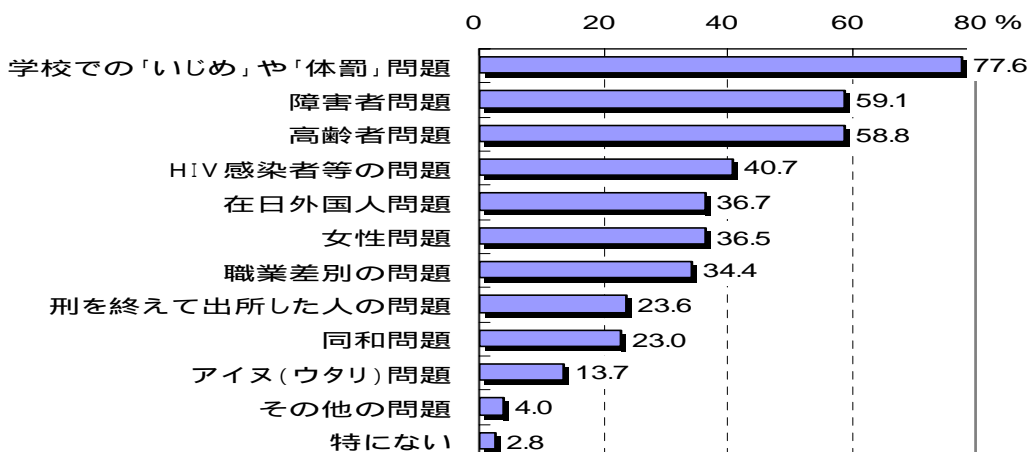
社会全般の人権問題についての認識について、「今の日本は基本的人権が尊重されている社会であるかどうか」聞いてみると、「そう思う」が約2割、「いちがいいには言えない」が約7割、「そう思わない」が約1割となっており、平成5年に行った前回の調査と比較すると、「そう思う」人が7.6ポイント減り、「いちがいいには言えない」と態度を保留する人が9.8ポイント増加しています。ただし、「そう思わない」人の割合はほぼ同程度です。

【図1 日本社会における人権問題】



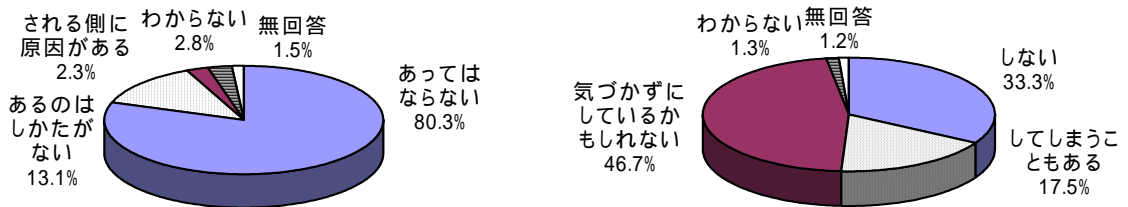
関心のある人権問題としては、3つのグループに分けられ、関心の高い問題としては、「いじめ・体罰問題」「障害者問題」「高齢者問題」などがあげられ、「同和問題」「刑を終えて出所した人の問題」「アイヌ(ウタリ)問題」などに対する関心は低くなっています。「HIV感染者等の問題」「在日外国人問題」「女性問題」「職業差別問題」はそれらの中間に位置しています。

【図2 関心のある人権問題】



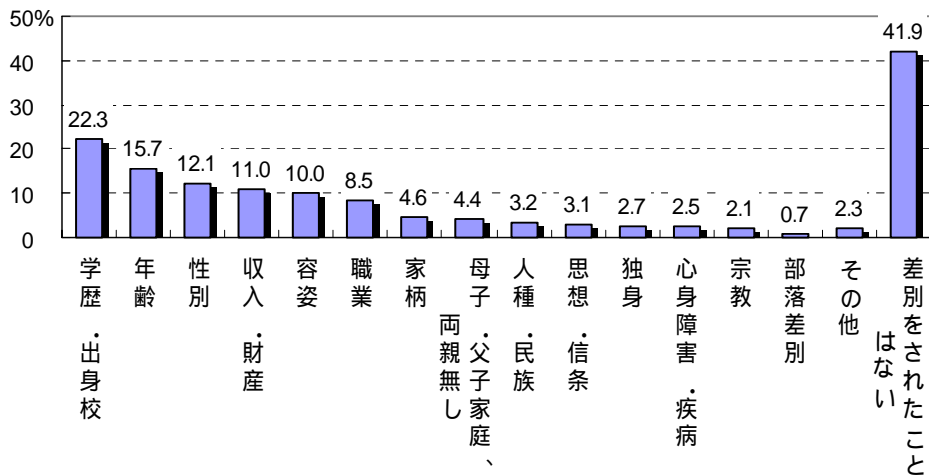
差別に対する意見としては、約8割の人が差別は「あってはならない」としています。一方、約7割の人が自分自身としては差別を「してしまうこともある」「気づかずにしているかもしれない」と回答するなど、差別は「あってはならない」とする意見の強さとともに、自分自身も差別する可能性があるという率直な認識も現れています。

【図3 差別に対する意見・態度】

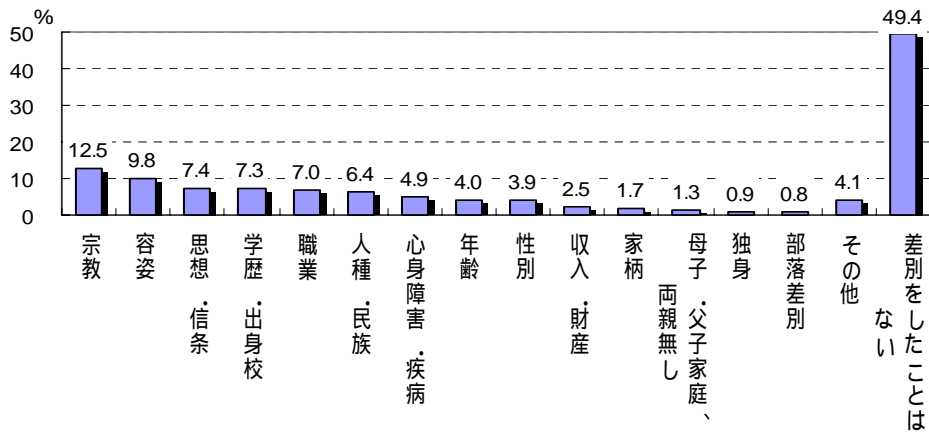


市民自身の経験として、差別を受けた経験・した経験については、それぞれ約半数の人が何らかの差別を受けたことがある、したことがあると答えています。

【図4 - 1 差別を受けた経験】



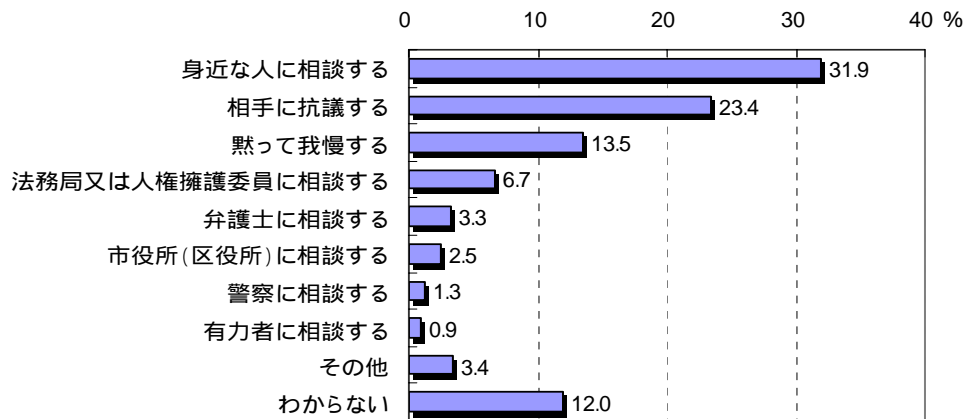
【図4 - 2 差別をした経験】



差別を受けたり、人権を侵害された場合の対応としては、「身近な人に相談する」が約3割、「相手に抗議する」が約2割、「黙って我慢する」が約1割でした。

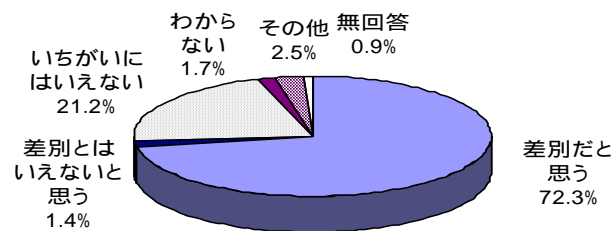
平成5年に行われた横浜市の調査と比較すると、「黙って我慢する」が8ポイントほど高くなっています。

【図5 差別を受けた、人権侵害された場合の対応】

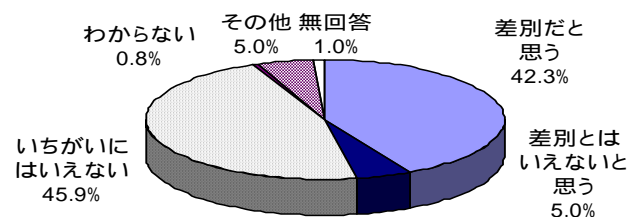


採用時に家庭事情（母子家庭）を考慮すること、妻の就業に際して夫が反対すること等、具体的場面ごとに、これは差別・人権侵害と思うかどうかを聞いてみると、平成5年の調査よりも、平成13年の調査の方が差別・人権侵害とする意見が増えています。

【図6 - 1 採用時に家庭事情（母子家庭）を考慮すること】

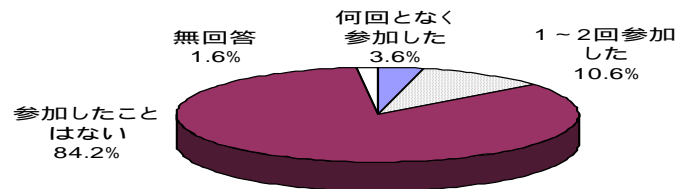


【図6 - 2 妻の就業に際して夫が反対すること】



人権問題に関する講習会等への参加状況では、約 8 割の人が「参加したことはない」としています。

【図 7 人権問題講習会等への参加状況】



2 横浜市の人権啓発の現状

横浜市の各局区で市民に対する人権啓発事業を行っており、その状況を見てみると、

市民局、福祉局、衛生局など人権問題を所管している又は関連の深い局及び全区で、人権啓発事業を実施しており、局は主として所管している又は関連の深いテーマを、区はさまざまなテーマを取り上げています。

人権啓発事業で取り上げているテーマは、人権全般にかかわる問題、同和問題にかかわる問題、外国人市民にかかわる問題、女性にかかわる問題、障害者にかかわる問題、疾病にかかわる問題、高齢者にかかわる問題、子どもにかかわる問題、職業差別にかかわる問題等があります。

人権啓発の手法としては、広報紙・機関誌・情報誌・リーフレット・ポスター等の紙媒体によるもの、講演会・講座・座談会・研修会・シンポジウム等の市民の参加を得て行うもの、人権週間キャンペーン・区民まつり・国際交流まつり・健康まつり等のイベントに参加して行うもの、中学生人権作文・青少年による作文等によるもの、障害者や高齢者等との交流活動によるもの、市民の啓発活動への支援によるもの等があります。

対象別の人権啓発としては、市民・区民全体を対象とするもの、民生児童委員等、それぞれの人権問題に関わりの深い市民を対象とするもの、PTA・企業・消防団等の各種団体を対象とするものがあります。

第3章 人権啓発を進める上での基本的考え方

私たちの社会には、同和問題をはじめとして、職業差別、性差別、障害者差別、民族や人種による差別、疾病による差別などのほか、子どもの権利の侵害も含め、さまざまな人権にかかわる問題があります。横浜市では、一人ひとりの市民が「互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現をめざして、施策を推進します。

「互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現のためには、市民一人ひとりが、人権尊重の重要性とその侵害の重大性について、理性及び感性の両面から理解を深めることが大切であり、横浜市の行う人権啓発事業はその大きな役割を担います。

人権に対する考え、態度がさまざまな市民に対し、人権尊重の重要性とその侵害の重大性について訴えて行くには、人権啓発に携わる者がそれらについて十分理解していることが必要です。差別が人をどんなに深く傷つけるか、自分自身の問題としてとらえるとともに、差別をなくすという明確な目的意識を持つことが必要です。そのうえで、市民とともに一緒に考えるという基本姿勢に立ち、次の基本的考え方の下に主体性を持って、粘り強く取り組んでいく必要があります。

考えるきっかけ、行動するきっかけとしての機会を提供する

人権啓発は、市民に対して「こう考えるべき」「こう行動するべき」と指示、指導するものではなく、「考えるきっかけ」「行動するきっかけ」としての機会を提供するものであること。

差別を受けている当事者の立場に立つ

人権啓発は、差別を受けている当事者の立場に立ち、差別をなくすという視点をもって行うこと。

人権問題を自分の問題として考える

人権問題を自分とは関係のない問題としてとらえるのではなく、一人ひとりが自分の問題としてとらえ考えるための人権啓発とすること。

正しい情報、知識を伝える

一つひとつの人権問題に関し、正しい情報、知識を伝えること。

市民の人権意識を踏まえて取り組む

人権啓発は、市民の人権に対する意識がどのようなものであるかを把握し、それらを踏まえて行うこと。

横浜市内の地域の状況を踏まえて取り組む

人権啓発は、横浜市内のそれぞれの地域性にも配慮して行うこと。

対象者に応じた啓発

人権啓発の対象者は年齢層などもさまざまであり、それぞれ対象者に合わせた手法に配慮すること。

民の力との連携

地域社会には、人権に関わる役割を担っている人々や、市民団体・NPO等の各種団体や企業など人材と組織が存在しており、これらの人々・組織と連携を図ること。

第4章 人権啓発の推進方策

第3章で掲げた、基本的な考え方にに基づき、人権尊重の意識を育む人権啓発を推進します。

平成13年の市民意識調査によると、人権問題に関する講習会等へ参加したことがあるという人が2割弱、広報よこはま人権特集号を見たことがあるという人が4割弱という結果が出ています。そこで、人権啓発の推進に際しては、内容の充実とともに、できるだけ多くの人に関心をもってもらい、参加していただくことを目指します。

そのため、多くの人に関心を持たれるよう事業内容を工夫すること、多くの人に参加しやすい環境づくりに努めること、効果的なPRを行うこと、さらに市民意識を把握することなど、多面的に取り組を進めていきます。

また、横浜市が「互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現」をめざしていることを、機会をとらえアピールし人権尊重の意識を育てていきます。

そして、横浜市として、人権啓発を体系的・計画的に進めていくためには、全庁的な体制づくり等についても整備していく必要があります。

なお、個人情報の保護は、人権を守るうえでの重要な課題ですので、各種人権啓発事業を行うに際しては、個人情報の保護に充分留意していきます。

1 「参加してみよう」という気持ちを高める工夫を進めます

多くの人の人権啓発に対する関心を持ち、参加してみようという気持ちを高め、活発な参加を得ることを目指します。そのため、啓発手法を工夫すること、人権啓発に接する機会を増やすこと、さまざまな対象者の特性を踏まえ、事業を企画・実施することなどとともに、参加しやすい環境づくりに取り組みます。

(1) 啓発手法の工夫

これまでも 広報紙、リーフレット等の紙媒体やインターネットなどを利用して、全市民に一斉に発信する人権啓発、講演会・研修会、パネルディスカッション、映画、演劇・コンサート等、事業への参加希望者に対して実施する人権啓発、イベント等、不特定多数の人を対象とする人権啓発などを実施してきました。これらの事業形態や事業内容など、人権啓発の手法について工夫していきます。

【啓発メニューの多様化】

人権啓発事業への参加を活発化していくためには、より多くの人が、関心を持てる人権啓発に出会えるよう、選択肢を増やす工夫が求められます。

気軽に参加しやすい催しや、ワークショップ、フィールドワークなどの、より主体的な参加・体験型の事業などメニューの多様化を進めます。

【市民から発信する人権啓発】

全国中学生人権作文コンテストは、本市の中学校でも毎年活発な参加を得ています。

今後、このように市民が人権啓発事業の受け手ではなく発信する側として参画し、人権啓発を、より身近なもの、共感を得られるものにする工夫をしていきます。

【当事者からの人権啓発】

人権について学ぶ方法として、人権問題に直面している「当事者」からの啓発は心に響き効果的だと言われています。当事者が語る人権啓発や当事者との交流を通じた人権啓発に取り組んでいきます。

【具体的な事例を活用した人権啓発】

より、わかりやすく人権啓発を行うため、具体的な事例を活用していきます。なお、具体的な事例を活用する際は、特に個人情報の保護に留意します。

(2) 啓発機会の多様化

人権尊重の意識を育むためには、人権に関する関心を高め、参加を活発化していくことが重要です。そのため、さまざまな媒体や方法を活用して日常的に人権啓発を実施するなど、人権啓発に接する機会を増やす工夫が必要です。

【人権啓発の時期をとらえる】

広く人権尊重の意識を高めるため、人権週間を中心に他の機関とも連携しながら、さまざまな手法で人権啓発に取り組めます。

人権週間以外にも、各種記念日など、節目にあたり人権課題を効果的にアピールするよう、人権啓発の機会として活用を工夫します。

また、社会的関心事となった人権問題等については、できるだけタイムリーな取組を目指します。

【さまざまな事業へ人権啓発を織り込む】

多くの人に人権への関心を高めていただくために、人権啓発を本来の目的としていない場も活用します。例えば、多くの人が集まる場であることに着目し、人権を直接のテーマにしていない各種のイベントに自然な形で人権啓発を盛り込んだり、色々な冊子に人権啓発の記事を記載するなど、人権啓発に接する機会を増やす工夫をします。

(3) 対象者に応じた人権啓発事業の企画・実施

年齢層等が異なるさまざまな市民、人権にかかわりの深い職業に従事する人、地域で活動する諸団体などそれぞれに対して、効果的な人権啓発が行えるよう、人権啓発事業を企画・実施していきます。

【発達段階等を踏まえた人権啓発】

子どもの発達段階を踏まえた人権啓発や、家族ぐるみで人権について考えることができる人権啓発事業の実施などを工夫していきます。

【人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する人権啓発の推進】

医療、福祉従事者等、人権にかかわりの深い専門的な職業に従事する人に対する人権啓発を充実していきます。多くの参加を得るための仕組みづくりに取り組みます。

【地域で活動する各種団体に対する人権啓発の推進】

民生委員児童委員、青少年指導員等、地域で活動している各種団体等は、その活動の目的や内容が人権にかかわっています。これらの活動を担う人々に対して人権学習の機会を提供していく取組を進めます。

(4) 人権啓発事業に参加しやすい環境づくり

さまざまな生活状況を持つ市民が、より多く参加できるように、事業の実施に際しての環境づくりを配慮して進めていきます。

【身近な場での人権啓発】

各区主催の人権啓発事業が毎年の実施を重ね定着しています。今後も身近に参加できる、区による特色ある取組を進めていきます。また、地域に目を向けた、身近な問題への取組も工夫していきます。

【事業開催日の工夫】

多くの方が自由時間を利用して人権啓発に参加しています。より多くの方が活発に参加できるように、休日や夜間を含め事業開催の日時を工夫していきます。

【参加しやすさへの配慮】

事業の実施に際して、手話通訳や一時保育、会場のバリアフリーなど、多くの方が参加しやすいよう配慮していきます。

(5) 情報発信の工夫

【広報紙等の活用】

人権啓発に関する情報をできるだけ多くの人に提供できるように、広報紙、ホームページ、チラシ等の情報媒体を活用していきます。また、大きな情報伝達力を持つマスメディアに協力を求めていきます。

【啓発媒体としてのITの活用】

今後とも利用の増進が予測されるインターネットを人権啓発の媒体として更に活用していきます。特に、リンク先の拡充等を含め、人権に関するホームページの充実を進めていきます。

2 市民とともに進めます

市民の人権に対する考えや態度は多様です。市民の意識から離れた人権啓発にならないよう、市民意識を把握し、市民とともに考えて進めます。

(1) 市民意見の反映

【市民意識調査の定期的な実施】

人権啓発への取組についての市民意見・意識の把握に努め、人権啓発事業の充実改善に努めていきます。そのために、全市的な市民意識調査を定期的の実施していきます。

【アンケート等による市民意見の把握】

人権啓発事業の会場におけるアンケートや、広報・ホームページ等を活用して随時に市民意見の把握を行います。また、モニター制度等の活用を図ります。

【市民意見の事業への反映】

把握した市民意見は、「人権施策推進会議」等において検討し、実施可能なものから事業に反映させます。

(2) 民の力との連携

【NPO等との連携】

NPO等と行政が、それぞれの自主性を尊重し特色を損なうことなく、連携していきます。

【企業との連携】

現在、毎年企業向け講演会を実施していますが、今後さらに人権尊重に基づく公正な採用やセクシャルハラスメントの防止など、企業内での人権意識向上の取組への支援を図るため、人権啓発事業の充実を図っていきます。

また、市が実施する人権啓発に関して企業との連携を図っていきます。

(3) 自主的な学習への支援

自主的に人権について学習する意欲のある個人・団体に対して、図書やVTR等の資料貸し出しや人権啓発に関する相談などの支援を行います。また、人権啓発に関する他機関等の情報提供にも努めます。

3 人権啓発推進体制を充実します

人権啓発事業に対する関心を高め、参加を活発化していくとともに、より体系的、計画的に人権啓発事業に取り組んでいくためには、推進体制づくりも重要になります。今後、より一層、全庁的な連携を進めるとともに関連機関との連携を図っていきます。

(1) 庁内推進体制等の整備

【人権啓発推進体制】

「人権施策推進会議」等、庁内人権関連組織を活用し人権啓発事業の体系的、計画的実施に向けた調整を実施していきます。

【啓発資料の充実等】

人権に関わる資料を収集・整備するとともに、人権にかかわる機関が保有する資料等の有効活用を図るため、各機関との情報ネットワーク化を図ります。

(2) 他の機関との連携

【人権擁護委員、法務局との連携】

現在、横浜市は「横浜市人権擁護委員会」と「横浜地方法務局」とともに「横浜市人権啓発活動ネットワーク協議会」を構成し、人権週間を中心とした人権啓発事業を実施しています。今後、人権啓発の充実に向けて、さらに連携を深めていきます。

【行政機関間の連携】

全国の地方公共団体や政令指定都市、県内地方公共団体などが、それぞれに人権担当所管会議を実施しています。会議の場やネットワークなどを活用し、国や他の地方公共団体との連携を進めていきます。

(3) 人権啓発の実施計画等の策定

各局区が実施する人権啓発の実施計画及び事業報告について、年度ごとに取りまとめるとともに、市民に公表していきます。

第5章 課題別の取組方向

第4章で、人権問題全体をとおしての人権啓発の推進方向を示しましたが、横浜市として重点を置いて人権啓発に取り組む分野別の基本的な取組方向を示します。

なお今後、社会状況の変化などにより新たな人権問題が生じてくることがあります。それらの課題に対しては状況に応じた的確に対応していきます。

1 同和問題

- ・ 平成13年の市民意識調査によると、同和地区や同和問題に関して、回答者のほぼ3/4の人が知っていると答えています。年齢別に見ると20歳代では知っているとした人は2/3に低下しています。また、同和問題の起源に対する認識では、約4割の人が、人種（民族）が違う、職業（仕事）が違う、宗教が違う、生活が貧しかった等、誤った認識をしています。一方、親しい人が同和地区の人であった場合の対応では、約9割の人が「これまでと同じように親しくつきあう」としており、また結婚問題についても、「同和地区の人との結婚に強い反対を受けた場合」の対応について、未婚者は「自分の意志を貫いて結婚する」「全力で親を説得した後結婚する」と回答した人が約9割に上っており、同和問題に対する理解が進んでいることも伺われます。しかし「子どもの結婚相手が同和地区の人と分かった場合」の親のかかわり方については、最終的には約9割の人が子どもの結婚を認めています。その中で約3割の人が「親としては反対だが、子どもの意志が強ければしかたがない」と回答しており、一部に同和問題に関して何らかのこだわりを持っている人がいることを伺わせる結果となっています。
- ・ 同和問題は歴史的な経過の中で形成された問題であり、基本的人権の侵害の問題です。本来差別はあってはならないことであり、その解決に向けて取組を進めていきますが、同和問題にかかわる啓発についても、人権問題全体の啓発の一環として、取組を進めていきます。また、同和問題の正しい理解を図る上で大きな阻害要因となっている「エセ同和行為」の問題についても、その排除を図るため啓発に取り組んでいきます。
(エセ同和行為とは、何らかの利益を得るため、同和問題を口実にして企業や行政機関等に対して、不当な利益や義務のないことを求める行為をいいます。)

2 外国人市民

- ・ 横浜には平成16年1月末現在、約66,000人の外国人市民が住んでいますが、その国籍は145か国に及び、横浜に住むようになった経緯もさまざまです。さらに、観光や留学、ビジネス等の短期滞在者も増加し、学校や職場、隣近所など身近な場で外国人と接する機会が増えています。こうした中、外国人の人権が尊重され、差別されることなく、安心して仕事に勉学にと活動しやすく生活しやすいま

ちづくりが求められています。

- ・ しかしながら、外国人であることになかなか仕事に就くことができない、マンションなどの入居を断られる、学校や職場でいじめにあうなど、外国人に対して人権にかかわるさまざまな問題も起きています。
- ・ 内閣府が平成15年4月に発表した「人権擁護に関する世論調査」によると「日本国籍を持たない人でも、日本人と同じように人権を守るべきだ」と答えた人の割合が54%と、前回調査(平成9年)の65.5%、前々回(平成5年)の68.3%に比べ減少しており、外国人の人権擁護についての意識の低下が懸念されています。
- ・ しかし、経済のグローバル化が進み、海外との往来が盛んになる中で、外国人との交流や地域での共生は今後ますます重要となっていく課題です。言葉や生活習慣、価値観などの違いを“排除”するのではなく、まずは「人はみな同じ」という考えを基本に、むしろその違いを多様性や個性として積極的にとらえていくことが大切です。
- ・ そのためには、日本人と外国人が互いの考えを話し合い、交流を深めていくことができるよう意見交換の場を持ったり、意識啓発の機会をつくっていきます。

3 女性

- ・ 平成15年1月に市民5,000人を対象に実施した男女共同参画に関するアンケートによると、「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」という考え方に対して、「そう思う」20.4%、「そう思わない」39.6%、「どちらともいえない」39.6%となっています。5年ごとの調査結果を比較すると「そう思う」という人の割合が徐々に減ってきていますが、まだまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。また、男女の地位が平等になっているかどうかを分野に分けて尋ねたところ、「学校教育の場」では6割以上の人が対等であると感じているのに対して、「職場」「政治の場」「社会通念・習慣・しきたり」分野で8割以上、「家庭生活」分野で6割以上の人「男性が優遇されている」と感じています。この傾向は、5年前の調査結果とほとんど変わっていません。
- ・ 少子高齢化社会の到来など、社会経済環境が急速に変化する中で、豊かで活力ある社会を実現していくためには、女性も男性も、互いにその人格を尊重しつつ責任を分かち合い性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の形成が求められています。
- ・ 横浜市では、平成13年4月に「横浜市男女共同参画推進条例」を制定、平成14年7月には、条例に基づく「男女共同参画行動計画」を策定しました。この計画に基づき、「家庭生活とその他の活動の両立と就業の場における男女共同参画の推進」「女性に対する暴力の防止や被害者への支援策の充実」など、男女共同参画社会を実現するための施策とともに啓発に取り組んでいきます。

4 障害者

- ・ 平成14年12月に国が策定した「新・障害者基本計画」では、基本的な方針として、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指すことが掲げられています。
- ・ また、障害者の社会参加を保障するため、建築物や公共交通機関のバリアフリー化、通信・放送の身体障害者利用円滑化、福祉用具の研究開発・普及、障害者の社会参加を阻む「欠格条項」の見直しなど、法制度の整備が進み、障害の有無にかかわらず当たり前になるための社会基盤が構築されつつあります。
- ・ しかし、障害のある人が社会生活を送るうえで直面するのは、こうした物理的、制度的な障壁だけではなく、意識上の障壁であることが少なくありません。障害者を援助の対象という一面的な見方ではなく、「社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する」という考え方にたち、障害及び障害のある人に対する理解と認識を深めていく必要があります。
- ・ 横浜市では、障害者が自らの意思で地域で自立した生活を送れる社会づくりを推進するため、就労支援を通じた企業に対する啓発、障害者の生活を支えるための地域活動の振興、関係機関に対する障害の理解の促進、行事等を通じた障害者と市民との交流等の推進などあらゆる機会を活用して、障害及び障害のある人に対する理解を広めるため、啓発に取り組んでいきます。
- ・ 精神障害者や精神疾患に対する差別や偏見は依然強く、精神科医療の早期受診や精神障害者の社会復帰を妨げる大きな原因となっています。
- ・ 「統合失調症」はこれまで「精神分裂病」といわれ、有効な治療法がない・人格が分裂してしまうなど誤解されることが多く、病名に由来する偏見が当事者や家族を苦しめてきました。そのため、平成14年8月に開催された日本精神神経学会総会において、病名が「精神分裂病」から「統合失調症」へ変更されました。
- ・ 横浜市障害者プラン策定のための調査によると、「今後の精神保健福祉サービスなどについて重要と思うもの」について、「病気や障害に関する社会の理解」が重要と答えた方が約6割を占めていました。
- ・ また、本人や家族の声として、「精神障害の社会的偏見をなくすには、『変わった病気ではない』と社会に伝わると良いと思う。そうすると、自分が言いたいことを我慢することもなく、家族に遠慮もしないでいいようになる」、「精神障害の場合は、はたから見えないので、冷たい目で見られる」等があり、精神疾患や精神障害の誤った理解が本人や家族を苦しめていることを伺わせる結果がでています。
- ・ 各区福祉保健センターやこころの健康相談センター等では、精神疾患の理解や人権擁護を進めるため、当事者・家族等と共同で講演会の開催や広報物の発行等による啓発を行っていますが、今後も一層の取組を進めていきます。

5 疾病

- ・ 疾病についての知識不足や理解不足のために偏見や差別が生じ、その疾病にかかっている人や家族を苦しめていることがあります。エイズや結核などの感染症については、疾病や感染予防のための知識が不十分であると、必要以上の心配や誤解から患者・感染者に対する差別や偏見につながる場合があります。
- ・ 平成15年11月にはハンセン病療養所の入所者に対してホテルが宿泊拒否をするという事例がありました。ハンセン病は感染力が弱く、また特效薬により治るにもかかわらず、「らい予防法」による隔離政策のために「怖い病気」としての差別や偏見を助長することになったとされています。平成8年に「らい予防法」は廃止されましたが、この事例はハンセン病についての正しい知識と理解がいまだに普及していないことを示すものでもあります。
- ・ 平成11年4月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、感染症の発生予防及びまん延の防止を目的とし、さらに患者等の人権に配慮することを基本理念としています。感染症についての正しい知識を普及することで、疾患についての理解を深め、患者・感染者を社会から切り離すといった視点でとらえるのではなく、市民全体で支えていくための啓発に取り組んでいきます。

6 高齢者

- ・ 横浜市の高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の比率）は、平成13年に14%を超え、本格的な高齢社会を迎えています。横浜市は全国の高齢化率より低い「若い都市」ですが、高齢化率のスピードをみると、全国の高齢化率が7%から14%になるのに24年かかったのに対して、横浜市は16年で達しています。主要先進国に比べて我が国の高齢化のスピードは速く、横浜市はさらにこれを上回る急速な高齢化が進んだこととなります。
- ・ 高齢化の進行は、医療や年金、介護等の社会保障をはじめ、社会に大きな影響を与えています。介護を必要とする高齢者や、介護を受けないまでも何らかの援護を必要とする高齢者が増えるに従い、様々な福祉サービスがあるにもかかわらず、それらのサービスを的確に受けることができなかつたり、身体的・経済的虐待を受けるような事例が報道されています。これらは高齢者の人権という点から、見過ごすことのできない問題です。
- ・ 横浜市では、施設における身体拘束ゼロ作戦や虐待防止対応マニュアルの作成に取り組んでいます。高齢者虐待を防止するためには、高齢者が尊厳を持ってその人らしい生活を送ることができるように、市民一人ひとりが高齢者の立場に立って考え、高齢者を地域で支えることが求められています。
- ・ また、横浜市の高齢者の8割以上は介護を要しない元気な人々で、重ねた経験による知恵や可能性を持ち、ライフスタイルも多様化しています。高齢者がそれぞれ持っている知識や経験を最大限活かすことにより、社会において積極的な役割を果

たしながら、地域の一員として見守りや相互の助け合い活動、文化・スポーツ活動などを通し、生き生きと生活することができる活力ある高齢社会の実現を横浜市は目指しています。このような社会の実現が、高齢者の人権を尊重することにもつながるため、積極的に高齢者施策に取り組むとともに、痴呆性高齢者に対する理解を深めるなど、啓発に取り組んでいきます。

7 子ども

- ・ 子どもに対する人権侵害の顕著なものとして、児童虐待があります。全国の児童相談所における児童虐待相談処理件数は、その統計を取り始めた平成2年度には1,101件でしたが、平成14年度には23,738件と21倍以上に増加しています。本市においても、新規の虐待把握件数が、平成14年度550件と高い数値で推移しています。
- ・ これは、虐待そのものが急増してきたというよりは、平成12年度に「児童の虐待防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、社会の中で、子どもへの虐待に関する社会啓発が進み、認識が高まったことにより、近隣や学校・保育園等からの通報や虐待者本人からの相談（子どもに手を挙げてしまう自分を抑制できないといったSOS相談）も行いやすくなったことによるものと思われます。
- ・ 地域から孤立し子育ての悩みなどが募ると、子どもへ暴力をふるったり、食事をろくに与えないなど養育を放棄する、あるいは「あんたなんか産むんじゃなかった」などの否定的な言葉を繰り返し浴びせるなど虐待へと進展することがあります。子どもは虐待を受け心身ともに傷つくことになりませんが、それだけではなく、一番身近な保護者等との愛着関係を築くことができないまま成長することにより、人との信頼関係や自己肯定感を持たず、社会の中で不適応を起こし、生活することが困難な状況となることがあります。更には、適切なケアを受けずに大人になり、虐待の連鎖が起きることもありますので、子どもへの虐待を未然に防止することは非常に重要な課題となっています。
- ・ また、保護者は、不適切な養育を行っていても、その保護者自身が悩み苦しんでいることが多いため、保護者に寄り添い、悩みを理解することより、解決の道と一緒に見いだしていくことが大切です。
- ・ 現在、福祉保健センターや児童相談所などでは、子育てを支援するとともに、関係機関等とも協力しながら深刻な虐待への対応も行っていますが、今後一層関係機関との連携を図り、虐待の防止とその啓発を進めていきます。
- ・ その他にもさまざまな子どもの人権にかかわる問題があります。「児童の権利に関する条約」について市民へ周知を図るなど、子どもの権利の尊重について理解を深める取組を進めます。

8 職業差別

- ・ 時代とともに、生活形態が変化し、さまざまな技術が進展してきました。これらを背景に新たな産業が生まれたり、分業化が進みました。人はそれぞれにさまざまな仕事に従事し、生活を営んでいます。しかし、未だに、誤った認識や偏った価値観に基づく、職業に対する誤解や偏見が存在します。
- ・ 小説等で残酷な場面の比ゆにと場が用いられるなど、と畜解体処理業務や犬の保護収容業務、火葬業務等に対して差別事例も発生しています。
- ・ 人間が生きていく上での当たり前の営みであるこれらの職業に対して、生き物の命を絶つことへのこだわりやけがれ意識などの、誤った認識や、偏った価値観に基づくマイナスイメージが、働く人やその家族を傷つけています。
- ・ また、職業に貴賤はないとしながらも、現実には、さまざまな職業に対する誤解・偏見もみられます。働く人が等しく尊重され生き生きと生活できるよう、人権啓発に引き続き取り組みます。

9 ホームレス

- ・ 平成14年8月には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、平成15年7月末に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」も示されており、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ自立支援を推進するよう国及び地方公共団体の責務と国民の協力がうたわれています。
- ・ 横浜市においては、昭和58年2月に山下公園で少年たちがホームレスに集団で暴行を加え、死に至らしめた事件が起きています。その後も全国各地でホームレスに対する襲撃事件は繰り返されています。
- ・ ホームレスの人たちは、就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人や、医療や福祉等の援護が必要な人などさまざまですが、怠け者や脱落者であるとの偏見により、ホームレスを社会的に排除する意識も根強くあります。
- ・ ホームレスに対する偏見や差別意識の解消を図るための啓発広報活動に取り組んでいきます。

10 さまざまな人権問題

- ・ 身体の性と心の性の不一致に苦しむ性同一性障害について、誤解や偏見が当事者を苦しめています。また、その他の性的マイノリティに対する偏見もあります。正しい理解と認識を深めていくための啓発を進めていきます。
- ・ そのほかにも、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」で取り上げている、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者など、多くの人権問題があります。今後ともさまざまな人権問題に対して状況をとらえて啓発を進めていきます。

11 インターネットによる差別事象

- ・ インターネットの普及により、生活の多くの場面で利便性が向上しました。しかし、一方でその特徴である、匿名性や情報発信の容易さ、発信範囲の広範さ等を悪用し、他人をひぼう中傷する表現や、差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載など、悪質な差別事象が発生しています。
- ・ 個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるため、啓発に取り組んでいきます。また、他機関と協力し、適切な対応を図ることを検討していきます。

平成16年3月
横浜市市民局人権部人権課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話 (045)671-2379
FAX (045)681-5453
E-mail sh-jinken@city.yokohama.jp